

ユーカリが丘二丁目

自治会長殿

入会・退会・異動届

(該当項目に○をして下さい。)

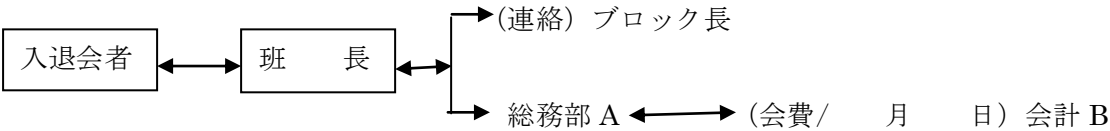
今般(転入・転出・異動(住所・会員名変更・))のため、自治会規則第二条等により、本自治会に(入会・退会・異動)を致したくお届けします。

記

入会・退会 異動年月日		年 月 日	
住		二丁目 (街区一)	
所	旧住所	二丁目 (街区一) *二丁目内の住所異動の場合に記入	
(ふりがな)		会員名変更の場合は、新会員名を記入 (前届出会員との関係を表示記入)	
氏 名		㊞	本人、家族、親戚、
電 話		0 4 3 (一)	
小学生の家族 (子供会)		有 無	見守制度要援護希望 有 無

自治会会費： , 円 (入 出) 月 日	[ブロック： / 班：]
街灯管理費： , 円 月 日	班 長：

- ①この「入会・退会・住所異動届」は、会員の個人情報管理目的以外には使用してはならない。
なお、“住所異動”は二丁目自治会会員資格の変更を伴わない場合の異動を云う。
- ②自治会会費は、会則第16条に基づき取扱うこととし、入会の場合、入会の翌月分から納付し、退会の場合、退会(転出等)月までの会費を納入するものとする。＜会費：月 300円＞
なお、会費は入会時に、入会の翌月分から半期末(9月又は3月)分までを一括納付する。
＜例＞6月入会の場合、7月～9月までの3カ月分 900円を一括納付する。
- ③街灯管理費は、入会月の次に到来する半期(4月～9月又は10月～3月)より負担し、退会の場合、退会(転出等)月の属する半期末までの管理費を納入するものとする。
＜管理規則第5条(管理費)＞1戸当り年額400円(半期200円)
＜例＞6月入会の場合、10月以降管理費を納入する。
8月退会の場合、9月までの管理費を負担する。
- ④本届出は、次の順で提出・連絡・回覧等をする。(届出用紙は総務A保管)



総務Aは、入会者に「会員名簿」「黄色いリボン」を交付する。